

＜2＞ 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

1) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

本法人は、「学校法人神奈川大学寄附行為」及び同施行規則に則り、理事会を法人業務の意思決定機関と位置付け、法人運営を行っている。本法人に勤務する専任の職員（教育職員、事務職員及び技術職員）の義務をはじめ遵守すべき事項は「就業規則」に定め、「経理規程」において経理基準を、「調達規程」において調達手続きを定めるなど、明文化された規程等に基づき、適切に運用している。

また、関連法令の制定及び改正があった場合は、総務部法務文書課から関連部署に発信し周知を図るとともに、学内規程等の制定及び改廃が必要な場合は、各部署が起案し、教学に関する案件については評議会または大学院委員会を経て、最終的には理事会で決定している。関連法令によらず、規程等の制定及び改廃を行う場合も、同様の手続きを経て決定される。

2) 学長、副学長及び学部長・研究科長の権限と責任の明確化

本学では、2009 年度に大学基準協会による認証評価を受審した結果、「学長の権限内容について規定されていない」との提言（助言）がなされたが、それまで本学においては、学長、副学長及び学長補佐、学部長を置くことを学則上に規定しているものの、それぞれの職務権限については定めていなかった。

このため、学長の権限を規定化することを契機に、本学の点検・評価活動の一環として、副学長・学長補佐の権限さらには学部長・研究科委員長の権限と併せて規程を整備することとし、2011 年 11 月開催の教学改革委員会の下、「教学改革委員会小委員会（自己点検・評価における検討項目）」《資料Ⅸ-1-15 審議事項 1》を設置して①（ア．学長の職務権限の規定化、イ．副学長・学部長・研究科委員長等の権限と責任の明確化、ウ．教授会の権限と責任の明確化）②求められる教員像、教員組織の編制方針の策定について検討を進め、学内審議を経て、2012 年 4 月に「神奈川大学学則」の変更が行われ、学長、学部長、副学長及び学長補佐の権限を明確に学則第 5 条 2 上に規定した。なお、研究科委員長については、「神奈川大学大学院学則」に規定する研究科委員会の議長として委員会の議事を司るとともに、研究科を代表してその運営にあたるものと、大学院各研究科規程に定めている。

なお、学長等の権限に係る上記の改善については、2013 年 7 月に改善報告書にまとめ、大学基準協会に報告済みである。

3) 学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長の選考については、「神奈川大学学長選考規程」《資料Ⅸ-1-16》に基づき行われている。学長の選考は次の各号のいずれかに該当する場合、すなわち (1) 学長の任期が満了するとき、(2) 学長の辞任が認められたとき、(3) 学長が欠けたときに行われ、学長は、新たな学長の選考手続きが終了したとき、理事長にその旨を通知する《資料Ⅸ-1-17》。任用は、評議会の議を経て理事会の決定をもって行う。学長の任期は 3 年であり、再任は 1 回に限り認められる。

現行規程は、1992 年 12 月に制定され、選挙権者（選挙人）として、第一次選挙では専任の教職員全員及び特任教員（「神奈川大学特任教員規程」第 6 条第 2 項に規定する特任教員を除く）、第二次選挙では、専任及び特任教員（第一次選挙と同様）と規定している。

学長の被選挙資格は「専任の教育職員」に与えられるが、これ以外の者でも、諸条件にあ

えば付与される。第一次選挙で上位 10 名を予定候補者として選出し、うち学長の候補者となることを承諾したものについて、第二次選挙を行い当選人を決定する。第二次選挙に際しては、「学長就任後の抱負」を選挙人に公表し、各候補者の方針を明らかにすることにより、選挙における有益な判断材料になるとともに、公平で民主的な選挙を行うための一助となっているといえる。

学長選考終了後、学長選挙管理委員長から学長に対して当該選挙の実施及び運営を踏まえ、「学長選考規程」及び「学長選挙管理委員会規程」《資料IX-1-18》の改正の可否、事務的、実務的な問題点及び課題について、次期学長選挙管理委員会への「申送り事項」が提出される。学長は、その「申送り事項」を精査し、「学長選考規程」及び関連諸規程を見直す必要があると判断した場合、当該規程の改廃案を作成するために、「学長選考規程」第 6 条第 1 項に掲げる選挙人から選出された教職員によって構成される委員会「学長選考規程等改正委員会」を設置（第 13 条第 2 項）し、申送り事項のうち必要と認められる事項について同委員会に諮問し、答申を得た上で規程改正の提案が行われるという仕組みとなっており、適宜改正が重ねられている。

なお、副学長及び学長補佐の選任については、「副学長・学長補佐を置くことに関する基本方針」（1990 年 10 月 19 日評議会決定）《資料IX-1-19》により、学長が本学の教授の中から指名し、評議会の承認を得ることと定められている。副学長と学長補佐は研究及び教育に関する基本的問題の企画、立案及び各学部間の調整を行い、諸問題の解決、並びにその他の学長の特命事項を処理することを目的としている。そのうち副学長は大学の運営と政策実行に関して学長から委任された業務を代行し、学長補佐は学長から委任された業務を補佐することとしている。なお、現在は 4 名の副学長を配置している。

学部長の選考については、「学部長の任期が満了するとき」、「学部長の辞任が認められたとき」及び「学部長が欠けたとき」のいずれかの場合に、各学部における学部長選考規程《資料IX-1-20》に従い、当該学部教授会が行う。新たな学部長の選考手続が終了した場合は、学部長は学長に報告し、任用は評議会の議を経て理事会で決定される。

選考は、学部ごとの規程、内規等によるが、いずれも教授会構成員の意思を直接に反映する選挙方式となっており、各学部とも選任手続は、厳正かつ公正な選挙が行われ、各学部において必要に応じ適宜規程の改正が重ねられており、学部長の選任手続は、各学部の独自性を尊重しつつ適切に機能し有効なものであるといえる。

研究科委員長の選考については、「研究科委員長の任期が満了するとき」、「研究科委員長の辞任が認められたとき」及び「研究科委員長が欠けたとき」のいずれかの場合に各研究科における研究科規程に従い、各研究科が行う。新たな研究科委員長の選考手続が終了した場合は、研究科委員長は学長に報告する。任用は大学院委員会の議を経て理事会で決定される。選考は、学部と同様に研究科ごとの規程、内規等によるが、いずれも研究科委員会の構成員の意思を直接に反映する選挙方式となっており、選任手続は、厳正かつ適切であり、現在本学大学院で行われている各研究科の委員長の選任手続は、各研究科の独自性を尊重しつつ適切に機能し有効なものであるといえる。

本学においては、学長、学部長及び研究科委員長が民主的手続により選出され、それぞれの職制における役割分担のもと有効に機能しているものといえる。